

多様な広報媒体を活用した観光プロモーション実施業務仕様書

1 目的

北陸新幹線の福井開業により首都圏からの観光客は増加しているが、日本の人口の約3分の1が集まる首都圏は、依然、欠かせない誘客マーケットであり、首都圏住民に対し多様な広報媒体を活用した観光プロモーションを戦略的に継続することにより、本市の知名度向上と誘客促進を図ることを目的とする。

2 業務名 多様な広報媒体を活用した観光プロモーション実施業務

3 委託期間 契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

4 契約上限額 6,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

5 委託内容

(1) プロモーション計画の作成

提案者が所有するリソースやオープンデータ（FTAS、TIFDATA等）を活用し、福井市の地域特性や魅力、イメージ、認知度、福井市や福井市への旅行志向などの把握、分析を行い、下記の事項を明確にした通年のプロモーション計画を作成すること。

<プロモーションを実施する時期>

- ・プロモーション活動（以下「活動」という。）は複数回での実施を基本とする。ただし、初回の活動は、夏季休暇期間中（7月下旬から8月末）の誘客促進につながる時期に実施すること。

<ターゲット>

- ・首都圏住民をメインターゲットとし、下記を例に、より明確なターゲットを活動ごとに設定すること。なお、活動ごとに同じ設定となることは構わない。

【例】①夏休みに初めて福井県を旅行する子ども連れの家族。

②歴史好きで、福井県の名所旧跡を旅するアクティブシニアの夫婦。

<プロモーション手段（広告媒体）>

- ・新聞・テレビ・ラジオ等のメディア広告、雑誌広告、インターネット広告、SNS広告、交通広告、メディアリレーション等多様な広告媒体の活用が想定されるが、ターゲットに効果的に訴求できる手段を、活動ごとに目標値を示して具体的に提案すること。なお、活動ごとに同じプロモーション手段を用いる提案となっても構わない。

<プロモーションの内容>

- ・福井県の観光の魅力（観光地、景勝地、食等）が盛り込まれた内容とすること。なお、本市の観光地については別表に例を示すが、これらの使用を必須とするものではない。
- ・観光客の、本市での滞在時間を延ばし、観光消費の拡大（体験、飲食、宿泊等）を促す内容とすること。
- ・プレミアムプロモーション（懸賞等）も可とするが、係る費用は本委託料に含まれるものとする。

(2) プロモーションの実施

ア 上記（１）で作成した年間計画に基づく観光プロモーションを実施すること。

イ プロモーションの実施にあたり必要となる広告素材の制作費は本委託料に含まれるものとする。なお、市が所有する素材（写真等）は提供が可能であるため、適宜相談すること。

（３）プロモーション効果の検証

上記（２）で実施したプロモーションの効果（目標に対する達成度等）を活動ごとに検証し、文書等にて報告すること。

6 提出書類

受注者は、業務の実施にあたり以下の書類を電子データ（ワード、エクセル又はPDF形式）で提出しなければならない。

（１）業務着手時

- ・プロモーション計画（企画案）
- ・業務工程表

（２）業務完了時

- ・完了報告書
- ・効果検証に関する資料
- ・プロモーション実施時の成果品・記録・写真等
- ・プロモーションのために制作した広告素材データ

7 法令遵守

受注者は、業務実施にあたり関係する法令を遵守し、その適用及び運用に関しては、受注者の責任において適切に行うこと。

8 成果品の利用及び著作権

- （１）受注者は、成果品の著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む。以下同じ。）を、本市に無償で譲渡するものとする。
- （２）著作者人格権については、本市に対し行使しない。本市は、著作権法第20条（同一性保持権）の既定にかかわらず、本業務の遂行に必要な範囲において、目的物の改変を行うことができる。
- （３）本業務の成果品に、第三者が権利を有する著作物が含まれる場合は、受注者はその著作権の仕様に必要な費用の負担及び使用許諾等にかかわる一切の手続きを行い、その費用は委託料に含めるものとする。
- （４）受注者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

9 実施体制

受注者は、業務責任者をもって秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部分については相当の経験を有する技術者を配置し、施工の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。

10 工程管理

受注者は、工程に変更が生じた場合には速やかに工程表を再提出し、発注者と協議しなければならない。

11 その他

- (1) 本業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を委託することについてあらかじめ本市の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2) 本業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。
- (3) 本仕様書に記載されていないとしても、法令により義務付けられている事項及びその他の事項について、軽微な変更であり業務上当然に必要な事項である場合には、業務履行の範囲に含まれるものとする。
- (4) 上記の他、本仕様書に定めのない事項については、本市と受注者で協議して決定するものとする。

別表1（主な観光地）

一乗谷朝倉氏遺跡（城戸ノ内町）

文明3年（1471）から天正元年（1573）まで、戦国大名朝倉氏が5代103年にわたって支配の本拠地としていた都市の遺跡。当時の様子は、京の文化を取り入れた非常に華やかな街であったことが、発掘などの調査により明らかになっている。昭和46年、山城跡を含む延べ278haが国の特別史跡に指定され、平成3年には、遺跡内の朝倉館跡庭園、湯殿跡庭園、諏訪館跡庭園、南陽寺跡庭園が特別名勝に、平成19年には、遺跡出土品2,343点が重要文化財に指定され、令和元年には、「石」をテーマに、日本遺産（「400年の歴史の扉を開ける旅～石から読み解く中世・近世のまちづくり越前・福井～」）に認定された。一帯は史跡公園化され、「県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館」（令和4年10月開館）、町屋・武家屋敷を再現した「復原町並」等の施設がある。

名勝養浩館庭園（宝永3丁目）

旧福井藩主松平家の別邸で、かつては「御泉水屋敷」と呼ばれ、明暦2年（1656）頃には庭園も完成していたと考えられている。建物は戦災で焼失したが、庭園は文政6年（1823）の御泉水指図と合致し、よく旧態を残し優秀であるとして、昭和57年に国の名勝に指定された。現況の回遊式林泉庭園と復元された数寄屋造りの優雅な建物は、元禄年間の改修時に、7代藩主吉品の創意によって茶師山田宗偏が設計したと伝えられる。

北庄城址・柴田公園（中央1丁目）

天正3年（1575年）に柴田勝家が政治拠点として建築した北庄城の本丸であったと伝えられている。園内には、勝家公、お市の方と茶々、初、江の三姉妹の銅像が建てられているほか、資料館では勝家公が行った偉業を紹介し、北庄城に関する遺物や史料も展示している。

福井城址（大手3丁目）

慶長5年(1600)、家康の二男結城秀康が越前68万石に封ぜられ、翌年から北庄城の大改修に着手し、同11年に完成した。壮大な4重5階の天守閣は寛文9年(1669)の大火で類焼したまま再建されなかったが、明治4年の廃藩になるまで藩主松平家17代の居城であり続けた。北庄の名称は、寛永元年(1624)に福居、元禄14年(1701)頃に福井と改められた。この改称は、本丸にある名井「福ノ井」に由来したものであるとも言われている。

恐竜広場(中央1丁目)

福井駅の西側には、壁面から飛び出してくるように見える横約7.3m×縦約4.6m 恐竜トリックアートや壁面にある横約45m×縦約10mの巨大な恐竜イラスト、福井で生息していたフクイラプトル、フクイサウルス、フクイティタンの3体の実物大で動くモニュメントなど駅利用者をお迎えしている。また、北陸新幹線の開業に併せて、ティラノサウルスやスコミムスの動くモニュメントが増設されたほか、駅の東側にも多数のモニュメントや壁画が設置された。恐竜王国福井らしい空間が、待ち合わせや記念撮影のスポットとして人気を博している。

足羽川桜並木

市の中心を流れる足羽川の堤防(木田橋・新明里橋の間)には、「さくらの名所100選」にも選ばれた約600本・約2.2kmもの桜並木があり、春にはピンク色の花のトンネルくぐりが楽しめる。

足羽山公園

市の南西部にある標高116.4mの丘陵で、緑に包まれた都市公園。ここからの展望は極めてよく、福井市街や白山連峰を眺望できる。また、開拓の祖・継体天皇の石像や同天皇を主祭神とする足羽神社を始め、自然史博物館、橘曙覧記念文学館などの文化施設や平和のシンボルとしての平和塔、親子で楽しめるミニ動物園などがあり、春の桜や夏のあじさい等四季の花木が植え込まれている

大安禅寺(田ノ谷町)

萬松山大安禅寺は、歴代福井藩主の菩提所で、万治元年(1658)第4代松平光通が師父として推服した播磨法幢寺の大愚禅師を招いて、竜王山田谷寺跡に創建した。本堂、他の建物は国の重要文化財に指定されており、宝物は宝物庫で公開している。また、境内には橘曙覧、笠原白翁の墓がある。

丹巖洞(加茂河原1丁目)

弘化3年(1846)福井藩医山本瑞庵が建てた草庵で、平成28年に国の登録有形文化財(建造物)に登録された。幕末のころ、勤皇派の志士や文人墨客がひそかに交遊した所と伝えられており、松平春嶽をはじめ、横井小楠、小原鉄心、橘曙覧などの墨跡がある。

越前加賀海岸国定公園(三里浜・鷹巣・鮎川・越廼海岸)

越前海岸は日本海の激しい荒波を受けた奇岩怪石が相並ぶ海岸であり、その中に砂丘地や山岳、さらに温泉もあり美しい変化に富んだ景観を持っている。この日本海の眺めや海水浴、磯釣り、キャンプを楽しもうと多くの観光客が訪れている。

越前水仙の里公園（居倉町）

水仙にまつわる歴史、文化、世界の水仙等の資料が展示された「水仙ドーム」、越廼地区の暮らしの移り変わりや歴史を垣間見ることができる「越廼ふるさと資料館」からなる施設。

ガラガラ山越前水仙の里キャンプ場（赤坂町）

ログキャビンをはじめ、オートキャンプサイトやドッグラン、テニスコート等を備えたキャンプ場である。また、ログキャビンには、全棟に温泉を引いている。越前海岸を一望できる絶好のリゾート地で、贅沢なアウトドアライフを楽しむことができる。